

武蔵村山市の保育料のあり方について
(答 申)

平成30年1月26日
武蔵村山市保育料検討協議会

目 次

1	はじめに -----	1
2	保育利用者負担金(保育料)の現状について -----	2
3	今までの保育利用者負担金(保育料)の基本的な考え方 -----	8
4	保育利用者負担金(保育料)の改定サイクルと算定方法 -----	10
5	おわりに -----	12

関係資料

1	武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱 -----	15
2	武蔵村山市保育料検討協議会委員名簿 -----	17
3	武蔵村山市保育料検討協議会開催経過 -----	18

1 はじめに

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の実施、その後の幼児教育の段階的無償化の実施など、国の教育・保育政策は近年大きく変化しています。

加えて、今後、国が消費税率10%への引き上げによる税収増などを財源に3歳から5歳までの児童の保育料の無償化、0歳から2歳までの低所得世帯の保育料の減額を進めるとの報道がありますが、保育料の無償化が進めば、ますます、保育需要が増大することが予想されます。

保育需要の増大により保育所、幼稚園、認定こども園等の役割が大きくなってくる中、これらの安定した運営を支えるためには、市民の皆様からの市税等と実際に保育所等を利用する児童の保護者の皆様からの利用者負担金が必要となります。

そのような中で、平成29年10月12日付で市長より、保育利用者負担金について受益と負担の適正化を図るため、その改定サイクルと算定方法とを検討するよう諮問がありました。

そこで、当検討協議会では、改めて、受益者負担の原則、公平の原則に基づき、国が定める範囲内において、保育利用者負担金を適正に定めるため、その改定サイクルと算定方法とを検討し、ここに一定の結論を得たことから答申をするものです。

2 保育利用者負担金（保育料）の現状について

- (1) 保育所運営経費における保育認定の保育利用者負担金（保育料）の割合の現状
本市では、保育認定の保育利用者負担金を公立、私立の区分なく、児童の年齢や世帯の収入に応じた共通の基準で定め、運営経費に充てています。運営経費は、保育利用者負担金と国、都、市の負担金でまかなわれていますが、平成28年度決算では、運営経費総額に占める保育利用者負担金の割合は、10.7%（公立保育所を含む。）となっています。

表1 保育所運営経費における保育認定の利用者負担金（保育料）の割合

年 度	保育所運営経費 (円)	利用者負担金 調定額(円)	利用者負担金調 定額の割合(%)
平成24年度	2,594,371,551	315,500,500	12.2
平成25年度	2,583,735,177	322,537,900	12.5
平成26年度	2,604,272,997	325,197,600	12.5
平成27年度	2,746,912,779	299,653,360	10.9
平成28年度	2,741,925,178	293,042,880	10.7

備考 表の数値は、公立保育所を含む。

表2 保育所運営経費の内訳

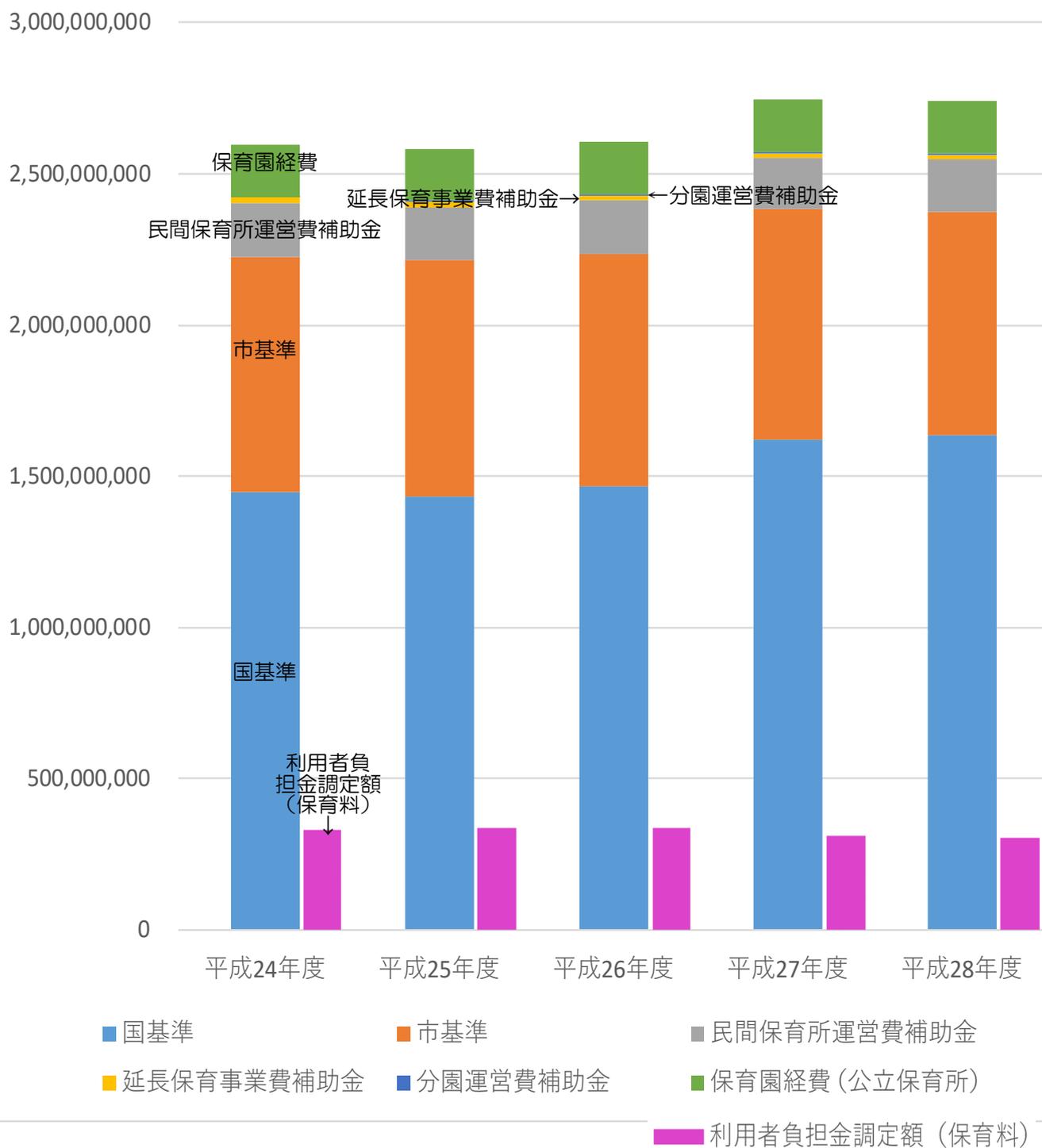
年 度	保育所運営経費（円）			
	国基準	市基準	民間保育所運営費補助金	延長保育事業費補助金
平成24年度	1,449,279,040	774,559,340	180,083,159	17,159,600
平成25年度	1,435,538,690	780,893,090	174,675,699	17,761,300
平成26年度	1,465,999,070	769,752,502	175,195,327	18,456,700
平成27年度	1,619,799,600	764,059,030	166,859,825	18,156,350
平成28年度	1,637,038,470	739,073,550	172,138,785	16,421,850

年 度	保育所運営経費（円）		
	分園運営費補助金	保育園経費（公立保育所）	合 計
平成24年度	1,800,000	171,490,412	2,594,371,551
平成25年度	1,800,000	173,066,398	2,583,735,177
平成26年度	1,800,000	173,069,398	2,604,272,997
平成27年度	1,800,000	176,237,974	2,746,912,779
平成28年度	1,800,000	175,452,523	2,741,925,178

備考 表の数値は、公立保育所を含む。

(単位：円)

保育所運営経費の内訳



備考 この棒グラフは、2ページの表2「保育所運営経費の内訳」の横に表1の「利用者負担金調定額」を表したものです。

表3 各市の保育所運営経費における保育認定の保育利用者負担金（保育料）の割合

(平成28年度)

市名	保育所運営経費 (千円)	利用者負担金 調定額(千円)	利用者負担金調定額 の割合(%)
八王子市	15,010,092	1,970,036	13.1
立川市	4,284,566	563,515	13.2
武蔵野市	2,883,593	378,326	13.1
三鷹市	3,075,533	449,840	14.6
青梅市	4,777,554	601,208	12.6
府中市	5,361,229	748,391	14.0
昭島市	3,921,091	522,794	13.3
調布市	6,553,731	714,289	10.9
町田市	11,466,280	1,481,566	12.9
小金井市	2,731,721	246,193	9.0
小平市	3,589,134	478,321	13.3
日野市	3,851,767	473,272	12.3
東村山市	3,436,038	309,030	9.0
国分寺市	2,979,625	405,419	13.6
国立市	1,428,830	197,283	13.8
福生市	2,335,983	227,609	9.7
狛江市	1,130,655	165,159	14.6
東大和市	2,886,966	368,487	12.8
清瀬市	1,678,247	188,321	11.2
東久留米市	1,887,594	207,574	11.0
武蔵村山市	2,369,053	274,723	11.6
多摩市	3,640,746	544,768	15.0
稲城市	1,839,871	347,274	18.9
羽村市	2,239,062	222,032	9.9
あきる野市	2,478,376	357,350	14.4
西東京市	2,145,534	340,789	15.9
合計値	99,982,871	12,783,569	12.8
平均値	3,845,495	491,676	12.8

備考 1 表の数値は、公立保育所を含まない。

2 数値は、「平成29年度東京都26市保育関係調査書」の数値を使用した。

(2) 保育認定の保育利用者負担金（保育料）の現状

平成28年度の児童1人当たりの利用者負担金は、1人当たり月額12,639円（公立保育所を含む。）となっています。

表4 保育利用者負担金（保育料）1人当たり月額

年 度	利用者負担金 調定額（円）	延べ児童数 （人）	1人当たり 月額（円）
平成24年度	315,500,500	24,612	12,819
平成25年度	322,537,900	24,393	13,223
平成26年度	325,197,600	24,145	13,469
平成27年度	298,361,200	23,567	12,660
平成28年度	291,471,000	23,061	12,639

備考 平成27年度及び平成28年度の数値は、他市の居住者が武蔵村山市の公立保育所に通所（管外受託）している場合、利用者負担金の算定は、居住している市で行っているため、公立保育所の管外受託分を含まない。

表5 各市の保育利用者負担金（保育料）1人当たり月額
（平成28年度）

市 名	1人当たり 月額（円）	市 名	1人当たり 月額（円）
八王子市	17,456	国立市	19,371
立川市	17,148	福生市	13,899
武蔵野市	22,933	狛江市	21,814
三鷹市	23,003	東大和市	16,555
青梅市	15,645	清瀬市	18,466
府中市	19,758	東久留米市	19,237
昭島市	17,703	武蔵村山市	12,711
調布市	19,493	多摩市	18,631
町田市	20,416	稲城市	21,176
小金井市	16,163	羽村市	15,059
小平市	21,069	あきる野市	18,355
日野市	18,928	西東京市	23,316
東村山市	18,420	合計値	487,430
国分寺市	20,705	平均値	18,747

備考 1 表の数値は、公立保育所を含まない。

2 数値は、「平成29年度東京都26市保育関係調査書」の数値を使用した。

(3) 保育認定の国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の徴収割合の現状

平成28年度の国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の徴収割合は、47.2%となっています。

表6 国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合

年 度	利用者負担金 調定額 (円)	国徴収基準額 (円)	利用者負担金 の割合 (%)
平成24年度	315,500,500	611,415,410	51.6
平成25年度	322,537,900	624,348,150	51.7
平成26年度	325,197,600	635,894,890	51.1
平成27年度	298,361,200	639,458,500	46.7
平成28年度	291,471,000	617,296,580	47.2

備考 平成27年度及び平成28年度の数値は、他市の居住者が武蔵村山市の公立保育所に
通所（管外受託）している場合、利用者負担金の算定は、居住している市で行って
いるため、公立保育所の管外受託分を含まない。

表7 国の各市の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合
(平成28年度)

市 名	利用者負担金 の割合 (%)	市 名	利用者負担金 の割合 (%)
八王子市	50.9	国立市	49.4
立川市	48.6	福生市	44.0
武蔵野市	50.6	狛江市	49.9
三鷹市	49.8	東大和市	49.8
青梅市	52.3	清瀬市	50.6
府中市	48.3	東久留米市	55.7
昭島市	54.0	武蔵村山市	47.2
調布市	43.4	多摩市	52.6
町田市	55.7	稲城市	54.0
小金井市	36.6	羽村市	43.8
小平市	49.9	あきる野市	59.4
日野市	45.9	西東京市	55.7
東村山市	49.1		
国分寺市	47.2	平均値	49.8

備考 1 表の数値は、公立保育所を含まない。

2 数値は、「平成29年度東京都26市保育関係調査書」の数値を使用した。

(4) 教育認定の保育利用者負担金（保育料）の現状

本市では、教育認定の保育利用者負担金を国の徴収基準額と同額に設定しています。

東京都の区域内の市で、国の徴収基準額と同額としているのは本市を含めて21市、独自で徴収額を定めているのは5市となります。

表8 各市の教育認定の保育利用者負担金の設定の状況
(平成28年度)

市名	設定	市名	設定
八王子市	独自	国分寺市	国基準
立川市	国基準	国立市	国基準
武蔵野市	国基準	福生市	国基準
三鷹市	国基準	狛江市	国基準
青梅市	国基準	東大和市	独自
府中市	独自	清瀬市	国基準
昭島市	国基準	東久留米市	国基準
調布市	国基準	武蔵村山市	国基準
町田市	国基準	多摩市	独自
小金井市	国基準	稲城市	国基準
小平市	独自	羽村市	国基準
日野市	国基準	あきる野市	国基準
東村山市	国基準	西東京市	国基準

備考 資料は、東京都生活文化局の資料をもとに作成した。

独自基準	5市
国基準	21市

3 今までの保育利用者負担金（保育料）の基本的な考え方

(1) 保育認定の保育利用者負担金（保育料）の基本的な考え方について

保育認定の保育利用者負担金は、平成20年の保育料検討協議会の報告に基づき、国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合が50%程度とすることを基本に設定されてきました。

最近の保育利用者負担金の改定は、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の実施に合わせて、従来からの階層区分のまま、市町村民税の所得割課税額を基に階層区分を決定するように改定されています。また、新制度の実施により新たに設けられた保育短時間に係る利用者負担の設定については、保育標準時間の98.3%程度(△1.7%)となるよう国が設定していることから、本市においても同様としています。

直近の保育利用者負担金の改定は、国による保育料の段階的無償化の推進により、平成29年4月に市町村民税非課税世帯の第2子の保育利用者負担金を無償化する改正を実施しています。

表9 保育認定の利用者負担金改定の経過

保育料検討協議会		利用者負担 金改正時期	利用者負担金調定額の割合	
諮問	答申		改正前(%)	改正後(%)
S60. 10. 30	S61. 1. 11	S61. 4. 1	39. 77	43. 62
S63. 10. 28	H元. 2. 7	H元. 4. 1	42. 38	44. 88
H7. 6. 30	H7. 10. 5	H8. 4. 1	36. 41	42. 60
H12. 7. 18	H12. 10. 26	H13. 10. 1	35. 98	41. 16
H19. 10. 1	H20. 1. 10	H20. 10. 1	45. 27	46. 01
		H21. 4. 1	46. 01	51. 98
H26. 3. 18	H26. 8. 8	H27. 4. 1	51. 14	46. 66
		H28. 4. 1	46. 66	47. 22
		H29. 4. 1	47. 22	

備考 1 平成21年4月1日の改正は、第3子以降を無償とする改正

2 平成28年4月1日の改正は、幼児教育の段階的無償化によるもので、年収360万円未満相当の多子軽減の年齢制限を撤廃するもの。

3 平成29年4月1日の改正は、幼児教育の段階的無償化によるもので、市町村民税非課税世帯の第2子の保育料を無償化するもの。

(2) 教育認定の保育利用者負担金（保育料）の基本的な考え方について

教育認定の保育利用者負担金、いわゆる施設型給付費を受ける幼稚園及び認定こども園（教育認定）の児童に係る保育利用者負担金は、平成26年の保育料検討協議会の答申に基づき、国の徴収基準額と同額に設定されてきました。

国の徴収基準額は、当時の幼稚園の児童の保護者に支給されている幼稚園就園奨励費の水準を基本として設定したものとなっており、本市においても従来の私学助成に通う児童の保護者と、子ども・子育て支援新制度による施設型給付費を受ける幼稚園等に通う児童の保護者とのいずれもが同じ利用者負担となる必要があることから、国の徴収基準と同額に設定したものです。

表10 教育認定の利用者負担金改定の経過

保育料検討協議会		利用者負担金改正時期
諮問	答申	
H26. 3. 18	H26. 8. 8	H27. 4. 1
		H28. 4. 1
		H29. 4. 1

- 備考 1 平成28年4月1日の改正は、幼児教育の段階的無償化によるもので、年収360万円未満相当の多子軽減の年齢制限を撤廃するもの。
- 2 平成29年4月1日の改正は、幼児教育の段階的無償化によるもので、市町村民税非課税世帯及び均等割額の世帯の第2子の保育料を無償化するとともに、年収360万円未満相当の保育料を軽減するもの。

4 保育利用者負担金（保育料）の改定サイクルと算定方法

(1) 保育認定の保育利用者負担金（保育料）の改定サイクルについて

保育認定の保育利用者負担金は、平成20年の保育料検討協議会において国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合が50%程度と報告されていること、また、他市の国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合の平均が49.5%であることから、今後も国の徴収基準額に対する利用者負担金の割合の50%を基本とし、この割合からかけ離れたときに改定を行うことが適当と思われま

す。その幅については、過去の利用者負担金の改定が、10%から5%程度かけ離れたときに行われていることから、10%以上かけ離れたときは、その翌年度に、5%以上かけ離れたときは2年連続してかけ離れた場合に、その翌年度に改定の検討を行うことが適当と思われま

す。保育利用者負担金の改定は、保育料検討協議会の立上げ、検討、報告の後、議会の議決を経た上で周知期間をもって行う必要があります。保育利用者負担金の増額の場合は、かけ離れた年度の3年目の4月に、減額の場合は、かけ離れた年度の2年目の9月に、それぞれ改定されることとなると思われま

す。なお、国において大きく制度が改正された場合においても、保育料改定の検討を行う必要があります。

ア 保育利用者負担金を引き上げる場合のイメージ（かけ離れた年度から3年目の4月）

かけ離れている年度	1年目	2年目	3年目
・10%以上の年度 ・5%以上が2年連続した年度の2年目	5月：利用者負担金の割合の計算 9月：検討協議会補正予算市議会上程 10月：検討協議会審議開始 3月：検討協議会審議終了	6月：利用者負担金改定条例市議会 上程 6月～3月 周知期間	4月：保育利用者負担金引上げ

イ 保育利用者負担金を引き下げる場合のイメージ（かけ離れた年度から2年目の9月）

かけ離れている年度	1年目	2年目	3年目
・10%以上の年度 ・5%以上が2年連続した年度の2年目	5月：利用者負担金の割合の計算 9月：検討協議会補正予算市議会上程 10月：検討協議会審議開始 3月：検討協議会審議終了	6月：利用者負担金改定条例市議会 上程 6月～9月 周知期間 9月：保育利用者負担金引下げ	

(2) 教育認定の保育利用者負担金（保育料）の改定サイクルについて

教育認定の保育利用者負担金は、平成26年の保育料検討協議会において国の徴収基準額と同額と報告されていること、また、本市のほか20市が国の徴収基準額と同額としていることから、この状況が変化したときに改定を行うことが適当と思われま

す。国が徴収基準額を大きく見直しする、又は、東京都の区域内の半数以上の市が国の徴収基準額と異なる額とするなどの場合に改定の検討を行うことが適当と思われま

(3) 保育利用者負担金（保育料）の算定方法について

保育利用者負担金を改定する場合の算定方法については、従来からの検討の方法等に倣い、次の事項に留意して算定することが適当と思われま

ア 教育認定の保育利用者負担金は、平成19年度の保育料検討協議会の報告と同様に国の徴収基準に対して50%程度となるように改定を行うこと。

イ 応能負担の考え方を基本に、利用者間の負担のバランスを考慮し、傾斜的な改定率とし、前年度の階層モデルから保育利用者負担金を仮計算して改定を行うこと。

ウ 保育利用者負担金の増額を検討する場合にあっても、低所得の世帯に配慮するため、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯等については、原則として増額を行わないこと。

エ 他市の状況を把握し、東京都の区域内で同様の保育サービスの負担額となるよう配慮すること。

5 おわりに

本検討協議会においては、保育利用者負担金の改定サイクルと算定方法について、検討・審議を行いました。

その結果、保育認定の保育利用者負担金の改定サイクルについては、国の徴収基準額に対する利用者負担金の割合50%を基本とし、この割合からかけ離れたときに利用者負担金の改定を行うとの結論となりました。

教育認定の保育利用者負担金の改定サイクルについては、施設型給付費を受ける幼稚園と私学助成制度の幼稚園との利用者負担金の均衡を図る必要があることから国の徴収基準額と同額とし、国による制度の見直しや他市の状況により改定を検討するとの結論となりました。

また、利用者負担金の算定方法については、従来からの算定方法に倣い、保育認定については国の徴収基準額の50%程度とすること、応能負担の考え方を基本に傾斜的な改定率とすること、低所得者世帯に配慮すること、他市の状況を把握し、他市の保育サービスの負担額との均衡を図ることなどに留意することとの結論となりました。

なお、上記の他、保育料の無償化など、国において大きく制度が改正された場合においても、保育料改定の検討を行う必要があることも述べています。

市においては、今後、保育利用者負担金の改定については、この報告書の内容を勘案して検討するとともに、子ども・子育て支援施策における受益と負担のより一層の適正化を図るとともに、質の高い教育・保育が行われるよう期待しています。

關係資料

武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱

平成 12 年 2 月 18 日
訓令 (乙) 第 10 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市の保育行政の効果的運営に資するため、武蔵村山市保育費用徴収条例（平成 8 年武蔵村山市条例第 16 号）の定めるところにより徴収する保育料（以下「保育料」という。）について基本的かつ総合的に検討協議する機関として、武蔵村山市保育料検討協議会（以下「検討協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討協議会は、保育料のあり方について検討審議し、市長に報告する。

(組織)

第 3 条 検討協議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 10 人をもって組織する。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 保育所の入所児童又は幼稚園の在園児童の保護者 | 3 人 |
| (2) 保育所の長 | 1 人 |
| (3) 幼稚園の長 | 1 人 |
| (4) 識見を有する者 | 4 人 |
| (5) 武蔵村山市民 | 1 人 |

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する報告の終了をもって満了する。

(会長及び権限)

第 5 条 検討協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 検討協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 検討協議会の庶務は、健康福祉部子ども育成課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、

会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

一部改正（平成12年5月13日訓令（乙）第128号）

一部改正（平成19年9月11日訓令（乙）第134号）

附 則（平成26年1月20日訓令（乙）第2号）

この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

附 則（平成26年3月18日訓令（乙）第15号）

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

附 則（平成27年3月13日訓令（乙）第22号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月10日訓令（乙）第157号）

この要綱は、平成29年10月10日から施行し、この要綱による改正後の武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

武蔵村山市保育料検討協議会委員名簿

(平成29年10月12日現在)

氏 名	選 出 区 分
加藤 達也	第3条第1号委員 保育所の入所児童又は幼稚園の園児の保護者
藤澤 早苗	第3条第1号委員 保育所の入所児童又は幼稚園の園児の保護者
田島 由美	第3条第1号委員 保育所の入所児童又は幼稚園の園児の保護者
○若山 剛	第3条第2号委員 保育所の長
乙幡真由美	第3条第3号委員 幼稚園の長
藤野 茂	第3条第4号委員 識見を有する者
木村 祐子	第3条第4号委員 識見を有する者
小松 宏子	第3条第4号委員 識見を有する者
◎布田 傑	第3条第4号委員 識見を有する者
島田 恵利	第3条第5号委員 市民

◎は会長

○は職務代理

武蔵村山市保育料検討協議会開催経過

日時・場所	検討協議会開催の経過
<p>日時： 平成29年10月12日(金) 午前10時から</p> <p>場所： 301会議室</p>	<p>第1回武蔵村山市保育料検討協議会 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武蔵村山市保育料検討協議会会長の互選について 2 武蔵村山市保育料検討協議会会長職務代理者の指名について 3 武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について 4 武蔵村山市保育料検討協議会の所掌事務等について
<p>日時： 平成29年11月28日(火) 午前10時から</p> <p>場所： さくらホール（市民会館）</p>	<p>第2回武蔵村山市保育料検討協議会 議題</p> <p>保育利用者負担金（保育料）の改定サイクル及び算定方法の設定について</p>
<p>日時： 平成30年1月16日(火) 午前10時から</p> <p>場所： 301会議室</p>	<p>第3回武蔵村山市保育料検討協議会 議題</p> <p>報告（案）について</p>

